

高松市定住自立圏構想基金条例をここに公布する。

平成 21 年 2 月 20 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市条例第 3 号

高松市定住自立圏構想基金条例

(設置)

第 1 条 定住自立圏形成協定に基づく定住自立圏構想の円滑な実施を図るため、高松市定住自立圏構想基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実に有利な方法により保管しなければならない。ただし、市長は、必要に応じ最も確実に有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の定住自立圏構想に係る取組に要する経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。